

平成27年 3月31日
(火曜日)

北海道教育委員会 公報

(号 外)

目 次

通達・通知

○平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について等について…………… 1

通 達 ・ 通 知

教 給 第1053号
平成27年 3月31日

各 次 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について等について (通知)

平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について(平成27年3月31日付け人委第833号)等の通知が別記1から別記10までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について(平成27年3月31日付け人委第833号)(別記1)
- 2 施行日前の異動者の号俸の調整について(平成27年3月31日付け人委第834号)(別記2)
- 3 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について(平成27年3月31日付け人委第835号)(別記3)
- 4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について(平成27年3月31日付け人委第836号)(別記4)
- 5 通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について(平成27年3月31日付け人委第837号)(別記5)
- 6 住居手当の運用等についての一部改正について(平成27年3月31日付け人委第838号)(別記6)
- 7 単身赴任手当の運用についての一部改正について(平成27年3月31日付け人委第839号)(別記7)
- 8 管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正について(平成27年3月31日付け人委第840号)(別記8)
- 9 管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について(平成27年3月31日付け人委第842号)(別記9)
- 10 教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の決定についての一部改正について(平成27年3月31日付け人委第845号)(別記10)

(教育職員局給与課給与制度グループ)

別記1

人 委 第833号

平成27年3月31日

北海道総務部長
北海道教育委員会教育長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会教育長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について（通知）

平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1293）の運用について次のとおり定められたので、平成27年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

第3条関係

- 1 第3条第1号の「初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動」には、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）別表第6に定める初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務への異動が含まれる。
- 2 第3条第5号に規定する「再任用職員異動」には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員が一旦退職し、引き続いてこれらの規定により採用された場合は含まれない。

第4条関係

- 1 第4条第1項第6号の「人事委員会の定める額」は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とする。
- 2 第4条第2項の「人事委員会の定める額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第4条第1項第1号及び第3号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号又は第4号に掲げる職員を除く。） 同項第1号及び第3号に掲げる場合に、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる給料月額（その者が第2条に規定する加算対象職員に該当し、又は相当する場合にあっては、当該給料月額と教職調整額との合計額）に相当する額
 - (2) 第4条第1項第4号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号又は第4号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 第4条第1項第4号アに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号又は第3号に掲げる場合に、施行日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる給料月額（その者が第2条に規定する加算対象職員に該

当し、又は相当する場合にあっては、当該給料月額と教職調整額との合計額）に相当する額（イにおいて「第2号複数事由相当額」という。）に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。）第2条第2項若しくは第8条第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

イ 第4条第1項第4号イに掲げる職員 第2号複数事由相当額

(3) 第4条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 第4条第1項第5号アに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号に掲げる場合に、施行日の前日に該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる給料月額に相当する額（イにおいて「第3号複数事由相当額」という。）

イ 第4条第1項第5号イに掲げる職員 第3号複数事由相当額に当該職員となったことに伴い道職員勤務時間等条例第2条第3項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 第4条第1項第2号若しくは第6号に掲げる場合に該当することとなった職員又は同項第4号及び第5号に掲げる場合に該当することとなった職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

第5条関係

第5条第1項の「人事委員会の定める職員」は、新たに給料表の適用を受けることとなった日における号俸について人事委員会の承認を得て決定された職員とし、これらの職員についての「人事委員会の定める額」は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とする。

その他の事項

- 1 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「道職員改正条例」という。）附則第4項から第6項まで、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第3項から第5項まで（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に対しては、給料発令通知書又はこれに代わる文書により、当該給料の額を通知するものとする。
- 2 道職員改正条例附則第4項から第6項まで、学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額の算定については、調書等を作成し、その計算の過程等を明確にしておくものとする。

（給与課給与グループ）

別記2

人 委 第834号
平成27年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

施行日前の異動者の号俸の調整について（通知）

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号）附則第3項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号）附則第2項（市町村立学校職員給与と負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号）附則第2項の規定に基づく平成27年4月1日における号俸の調整について次のとおり定められたので、これによって実施してください。

記

第1 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正条例附則第3項等 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号）附則第3項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号）附則第2項又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号）附則第2項をいう。
- (2) 初任給等規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）をいう。
- (3) 改正前の規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1300）による改正前の初任給等規則をいう。
- (4) 施行日 平成27年4月1日をいう。

第2 施行日前の異動者の号俸の調整

1 施行日前に昇格等の異動をした職員の号俸の調整

施行日前（平成18年4月1日から施行日の前日までの間に限る。以下同じ。）において昇格をした職員及び施行日前において初任給等規則第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員であって当該号俸を決定する際の計算の過程において施行日前に昇格をしたこととなるもの並びに次項に定めるこれらに準ずる職員の施行日における号俸については、改正条例附則第3項等（施行日前の異動者の号俸の調整）の規定に基づき、第3項に定めるところにより必要な調整を

行うことができる。

2 改正条例附則第3項等に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員

改正条例附則第3項等に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員は、施行日前において初任給等規則第16条（人事交流等により異動した場合の号俸）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号俸）又は第25条（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において施行日前に昇格をしたこととなる職員とする。

3 調整の要領

(1) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号俸が施行日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸をもって、その者の施行日における号俸とすることができる。この場合において、調整の際の初任給等規則第22条（昇格の場合の号俸）の規定の適用については、その者の施行日前に行われた昇格（複数あるときは、施行日の直近のものに限る。）がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなす。（別紙の例参照）

ア 施行日前において昇格をした職員 当該昇格（複数あるときは、施行日の直近のものに限る。以下同じ。）が施行日に行われたものとした場合

イ 第1項に規定する職員（アに掲げる職員を除く。） その者の前2項に規定する初任給等規則各条の規定に基づく号俸の決定が施行日に行われたものとし、かつ、その号俸を決定する際の計算の過程における昇格が施行日に行われたものとした場合

(2) 施行日前における昇格（前2項に規定する計算の過程における施行日前の昇格を含む。）が2級以上上位の職務の級への昇格であった場合における前号の規定の適用については、同号中「施行日に行われたものとした」とあるのは、「行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の規則の規定を適用した後施行日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした」とする。

(3) 前2号の規定に該当する職員のうち、施行日前における号俸の決定について個別に人事委員会の承認を得て決定された職員にあっては、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の施行日における号俸を決定することができる。

第3 職員に対する通知等

1 職員に対する通知

改正条例附則第3項等の規定の適用を受けた職員に対しては、給料発令通知書又はこれに代わる文書により通知するものとする。

2 号俸の調整に当たっての号俸の算出の過程等の明確化

改正条例附則第3項等の規定に基づく号俸の調整に当たっては、調書等を作成し、その号俸の算出の過程等を明確にしておくものとする。

第4 号俸の調整に関する特例

改正条例附則第3項等の規定に基づく号俸の調整に関し、この通知により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

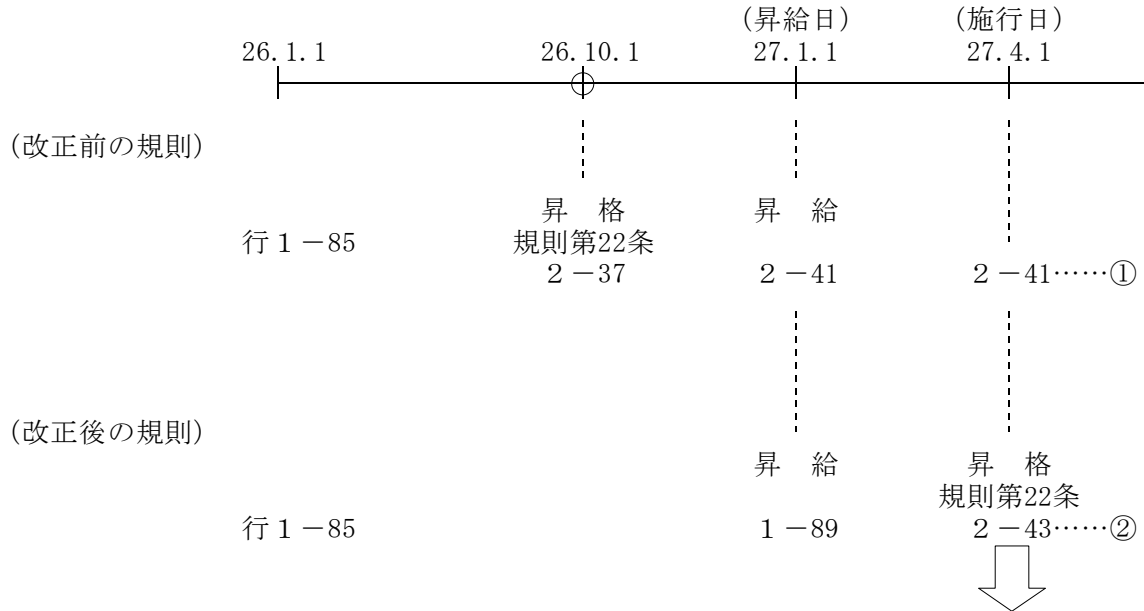
（給与課給与グループ）

別紙

号 俸 の 調 整 の 参 考 例

(平成27年 3 月31日付け人委第834号通知関係)

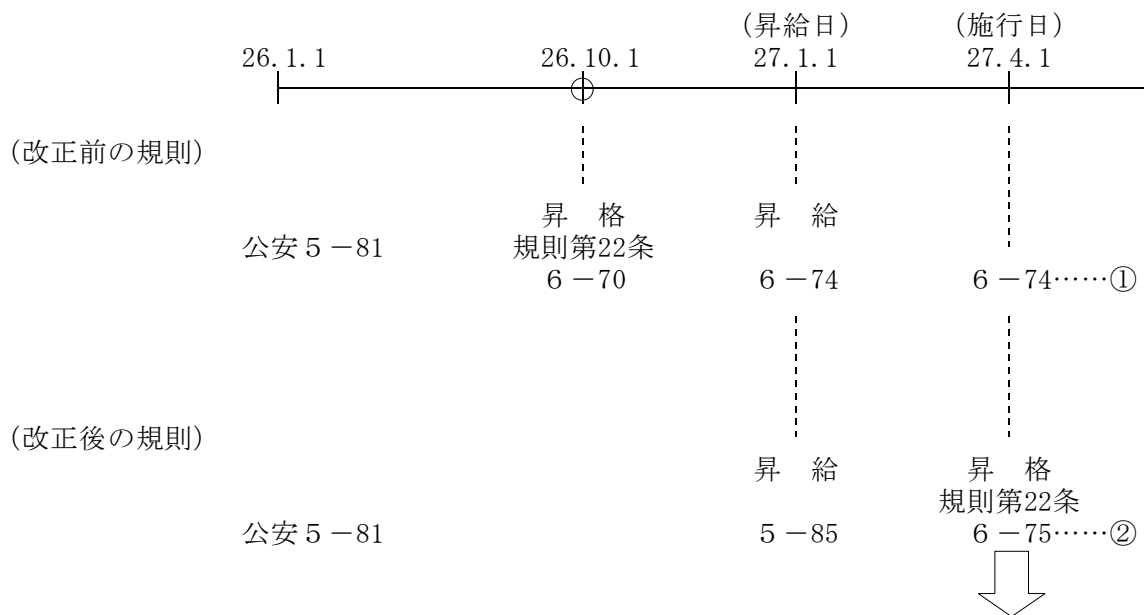
例(1)



〔(注) ①と②を比較すると②の方が有利であるため、2-43に決定することができる。〕

27.4.1
改正条例附則第3項等
2-43

例(2)



〔(注) ①と②を比較すると②の方が有利であるため、6-75に決定することができる。〕

27.4.1
改正条例附則第3項等
6-75

別記3

人 委 第835号
平成27年3月31日

北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長
北 海 道 議 会 事 務 局 長
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第10第3項(2)中クの次にケとして次のように加える。

ケ 医療職給料表(2)の職務の級8級の職員のうち、管理職手当に係る区分が2種の職を占めるもの

第10第10項(2)ウを次のように改める。

ウ 懲戒処分の対象となる事実があった場合（当該事実に基づきアに該当することとなった場合を除く。）

（給与課給与グループ）

別記4

人 委 第836号
平成27年3月31日

北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長
北 海 道 議 会 事 務 局 長
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について
（通知）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第5条関係第3項第4号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

級別資格基準表関係第2項第2号イの表経歴の欄中「口くう衛生業務」を「口腔衛生業務」に改め、同項第3号を削る。

別表アの表大学卒の項第4号中「防衛医科大学校」を「防衛医科大学校医学教育部医学科」に改め、同項第6号中(18)を(19)とし、(3)から(17)までを(4)から(18)までとし、(2)の次に(3)として次のように加える。

(3) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業

別表アの表短大卒の項第1号中(19)を(20)とし、(11)から(18)までを(12)から(19)までとし、(10)の次に(11)として次のように加える。

(11) 歯科技工士法第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程（「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業

別表アの表短大卒の項第2号(10)中「歯科技工士養成所」の次に「の課程」を、「卒業」の次に「(短大卒の項第1号(11)に規定するものを除く。）」を加え、同表高校卒の項第2号(7)を削る。

（給与課給与グループ）

別記5

人 委 第837号
平成27年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（通知）

通勤手当に関する規則の運用について（昭和44年4月15日付け44人委第240号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第3条関係第4項第1号中「）第1条の2」を「。以下「分限条例」という。）第1条の2」に改め、同項第3号中「昭和63年北海道条例第1号」の次に「。以下「外国派遣条例」

という。」を、「平成13年北海道条例第54号」の次に「。以下「公益的法人等派遣条例」という。」を加え、同項第4号中「）第2条」を「。以下「育児休業法」という。）第2条」に改める。

第16条関係第2項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例」を「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、外国派遣条例」に、「公益的法人等への北海道職員等への派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「北海道職員等の分限に関する条例」を「分限条例」に改め、「職員のうち」の次に「、再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所」を加え、「若しくは第1号の」を「又は第1号の」に、「、当該職務」を「、再任用（直近のものに限る。）、当該職務」に、「第1号に」を「同号に」に、「又は当該職務」を「又は当該再任用、当該職務」に改める。

第17条の3関係第2項第2号中「北海道職員等の分限に関する条例」を「分限条例」に、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例」を「外国派遣条例」に、「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

その他関係を削る。

（給与課給与グループ）

別記6

人 委 第838号
平成27年3月31日

北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長
北 海 道 議 会 事 務 局 長
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

住居手当の運用等についての一部改正について（通知）

住居手当の運用等について（昭和49年12月12日付け人委第834号－3通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第4第5項ただし書中「当該適用」の次に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員にあっては当該再任用」を加え、「復帰した職員」を

「復帰し、」に改め、「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（以下「再任用」という。）をされたことにより引き続き職員となったものにあつては当該再任用」を削る。

第5の2第1項中「異にして異動した」を「異にする異動（再任用前の任命権者と再任用後の任命権者が異なる場合の当該再任用を含む。）をした」に改める。

（給与課給与グループ）

別記7

人 委 第839号

平成27年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

単身赴任手当の運用についての一部改正について（通知）

単身赴任手当の運用について（平成2年3月26日付け人委第1022号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

道職員給与条例第11条の2、学校職員給与条例第10条の2の5及び警察職員給与条例第13条の2関係第1項中「当該適用」の次に「及び再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされることをいう。以下同じ。）をされた場合」を加え、「若しくは休職」を「又は休職」に、「復帰若しくは復職又は再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されることをいう。以下同じ。）をされたことにより引き続き職員となった場合の当該再任用」を「再任用、復帰又は復職」に改める。

規則第4条関係ただし書中「200キロメートル」の次に「（当該距離が1,500キロメートル以上である場合にあつては、500キロメートル）」を加える。

規則第5条関係第2項及び第3項中「第8号」を「第7号」に改め、同条関係第6項中「第2項第9号」を「第2項第8号」に改め、同項第1号中「変更等に」を「変更等（再任用をされた者にあつては、当該再任用。以下同じ。）に」に改め、同項第3号中「部局を異にする異動若しくは在勤する部局の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったものにあつては当該適用、派遣からの復帰をしたもの又は休職からの復職をしたものにあつては当該復帰又は復職、再任用をされたことにより引き続き

職員となったものにあつては当該再任用)」を「異動等」に、「第8号」を「第7号」に改め、同項第5号中「派遣からの復帰を」を「再任用をされた職員、派遣からの復帰を」に改め、「職員のうち」の次に「、再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所」を、「場合に」の次に「、再任用（直近のものに限る。）又は」を加え、「復帰又は」を「復帰若しくは」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「、派遣からの復帰をした配偶者又は休職から復職した配偶者で第5号に掲げる職員に該当するもの及び再任用をされたことにより引き続き職員となった」を「及び再任用をされた配偶者又は派遣からの復帰若しくは休職からの復職をした」に、「、派遣からの復帰をした配偶者又は休職から復職した配偶者で第5号に掲げる職員に該当するものにあつては当該復帰又は復職、再任用をされたことにより引き続き職員となった」を「、再任用をされた配偶者又は派遣からの復帰若しくは休職からの復職をした」に改め、「当該再任用」の次に「、復帰又は復職」を加え、同号を同項第6号とする。

規則第8条関係第1項中「異にして異動した」を「異にする異動（再任用前の任命権者と再任用後の任命権者が異なる場合の当該再任用を含む。）をした」に改める。

（給与課給与グループ）

別記8

人 委 第840号
平成27年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正について（通知）

管理職員特別勤務手当の運用について（平成3年12月25日付け人委第989号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第1項第4号中「管理職員特別勤務」を「第1項の勤務及び第2項の勤務」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「臨時又は」を「、臨時若しくは」に改め、「行い」の次に「、又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務を行い」を加え、「その勤務」を「それらの勤務」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「管理職員特別勤務（）」を削り、「をいう。以下同じ」を「（以下「第1項の勤務」という）に改め、「始まる勤務（）」の次に「その前日である」を加え、「週休日等に引き続き勤務のうち当該週休日等において勤務に従事した時間が短時間である勤務以外の」を「引き続く」に、「二以上」を「2以上」に、「始まり（週休日等以外の日）」を「始まり（当該前日）」に改め、同号ただし

書中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 道職員給与条例第17条の3第2項、学校職員給与条例第17条の2第2項及び警察職員給与条例第19条の3第2項の勤務（以下「第2項の勤務」という。）は、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし、連続する勤務の始まり（当該前日から週休日等以外の日に引き続く勤務にあつては、当該週休日等以外の日の午前0時）から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

第1項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 道職員給与条例第17条の3第2項、学校職員給与条例第17条の2第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び警察職員給与条例第19条の3第2項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時的又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

（給与課給与グループ）

別記9

人 委 第842号
平成27年3月31日

北海道教育庁教育次長 様
札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（通知）

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について（平成19年3月30日付け人委第615号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第1項第1号イ中「北海道登別明日中等教育学校」の次に「、市立札幌開成中等教育学校」を加え、同号ウの(ア)中「北海道高等盲学校」を「北海道札幌視覚支援学校」に改める。

（給与課給与グループ）

別記10

人 委 第845号
平成27年3月31日

北海道教育庁教育次長 様
札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の決定についての一部改正について
（通知）

教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の決定について（平成19年3月30日付け人委第635号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第1項の表高等学校教育職給料表の項を次のように改める。

高等学校教育職給料表	校 長	特 2 級	大学卒 7年 短大卒 10年
		3 級	大学卒 16年 短大卒 19年
		4 級	大学卒 25年 短大卒 28年
	副 校 長 教 頭	特 2 級	大学卒 7年 短大卒 10年
		3 級	大学卒 16年 短大卒 19年
	主幹教諭	特 2 級	大学卒 7年 短大卒 10年

（給与課給与グループ）

